

【資料4】

参考1

官庁営繕事業の事業評価概要

令和2年9月

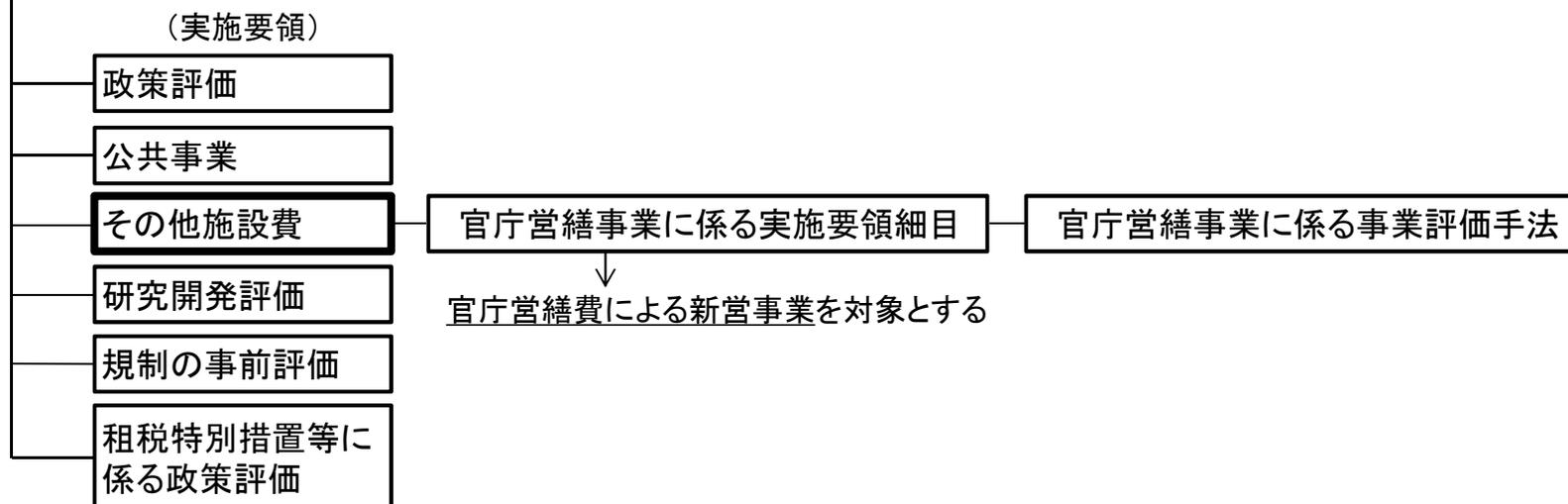
官庁営繕部

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）

行政機関による政策評価の実施、各省庁における基本計画策定等を義務付け

国土交通省政策評価基本計画（計画期間 平成31年度～令和5年度）

- 個別公共事業について、事業評価方式による政策評価を実施する。
- 対象事業：国交省所管の公共事業のうち、維持・管理・災害復旧等に係る事業を除くすべての事業



事業評価の流れ

〈新規事業採択時評価〉

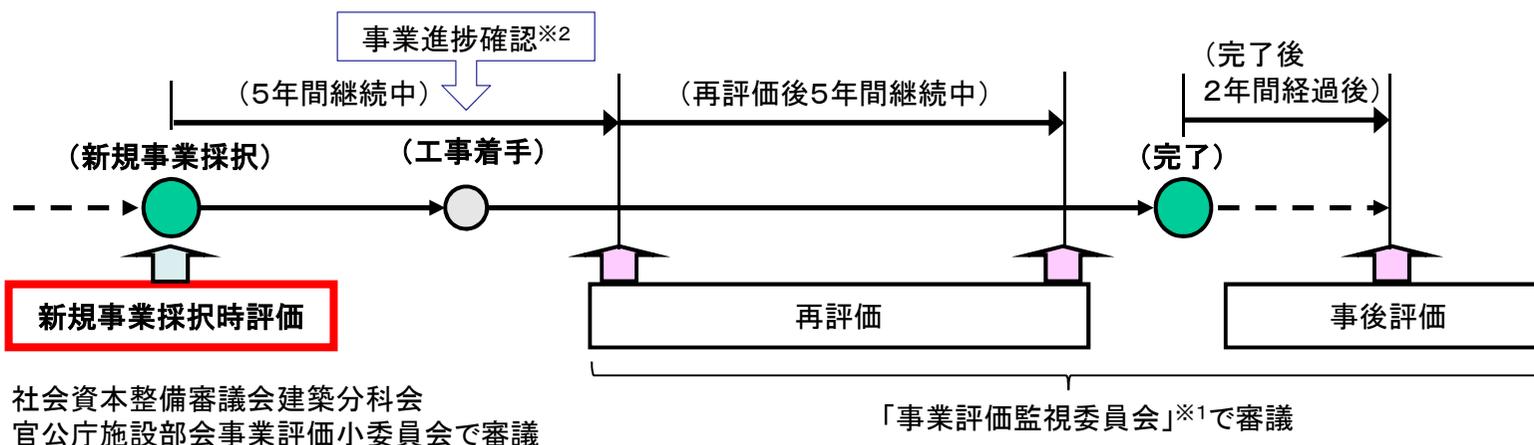
- ・事業費を予算化しようとする事業について評価し、予算化に関する方針を決定する。

〈再評価〉

- ・長期間継続している事業や社会経済情勢の急激な変化等により再評価の実施の必要が生じた事業を評価し、事業継続に当たり、必要に応じて見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止する。

〈完了後の事後評価〉

- ・事業完了後2年間が経過した事業について実施。
- ・事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて適切な改善措置、同種事業の計画・調査のあり方等を検討するもの。



※1 本省が行う事業は本省、地方整備局等が行う事業は地方整備局等が設置

※2 H30年度より開始、公共事業評価手法研究委員会中間とりまとめ(H30.3.30)を受けた取組

※3 官庁営繕事業の事業評価手法は「官庁営繕部評価手法研究委員会」で審議

①事業計画の必要性

現在入居している建物の状況から、事業の必要性を評価

(要件: 評点100点以上)

現在入居している建物の状況を項目別に採点

- 老朽による弊害解消の必要性
- 狭あい解消の必要性
- 防災機能の不備解消の必要性

その他、
分散 借用返還 地域連携
...などの項目について評価する。

現在の建物に問題が多いほど評点が高い(建替えの必要性大)

②事業計画の合理性

同等の性能が得られる代替案の有無を確認し、事業案と代替案とを経済比較(LCC)して事業案が最も経済的であることを確認(代替案がない場合、事業案が最も合理的とする)

(要件: 評点100点)

事業計画

建替(新営)

代替案A

既存部分の改修 不足分の増築

代替案B

民間ビルへの入居

経済性等を比較し、現計画の合理性を評価

③事業計画の効果

B1(業務を行うための基本機能)とB2(施策に基づく付加機能)から、事業の効果进行评估

(要件: 100点以上)

【B1】(基本)

- 適切な執務空間
- 適正な規模
- 適切な敷地の場所・規模
- 法令・条例に適合

業務を行うための必要な機能を満たす見込みであることを確認

【B2】(施策) 主な改定箇所

- 自然エネルギー利用
- 緑化の推進
- ユニバーサルデザイン
- 木材利用推進
- 防災性の確保
- 地域防災へ貢献する取組
- 地域との連携

事業の特性に合致した施策に基づく機能が付加される見込みであることを確認

背景及び課題

■令和元年8月に開催した第10回事業評価小委員会において、評価手法(B2)に対し、委員から以下意見が出され、改定を行った。

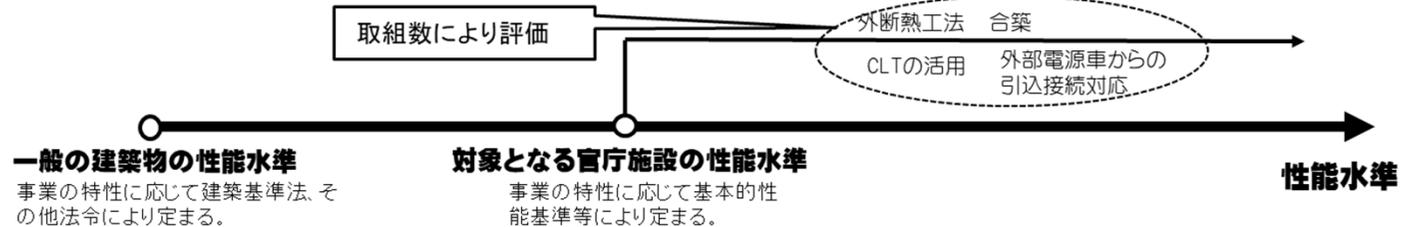
- (1) 防災が非常に大事な施設でB評価となっている。取組の数は少ないが、構造体等の性能は一般の建築物より高くなっているため、そこも示した方が良い。
- (2) 環境保全性基準を満たした上で、取組数で評価する方法はいつまで続けるのか。取組数ではなく、性能を定量的に評価できるものもあるのではないか。
- (3) 内装を木質化したらB、さらに自転車置き場を木造にただけでAになるが、自転車置き場は面積的に圧倒的に少ない。評価結果は相応しいものとなっているか。

評価の考え方

<改定前>

官庁施設の性能水準に比して、それを上回る取組の数に応じて、A～Cで段階的評価

機能:ある物が本来備えている働き。全体を構成する個々の部分が果たしている固有の役割。また、そうした働きをなすこと。【デジタル大辞泉(小学館)】
性能:機械や道具の性質と能力。また、機械などが仕事をなす能力。【デジタル大辞泉(小学館)】

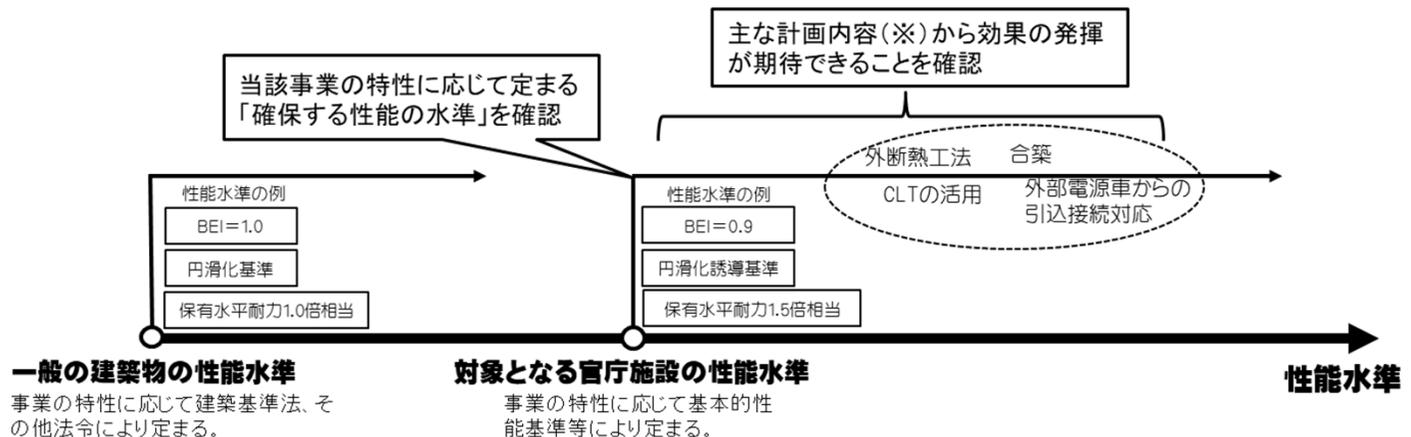


<改定後>

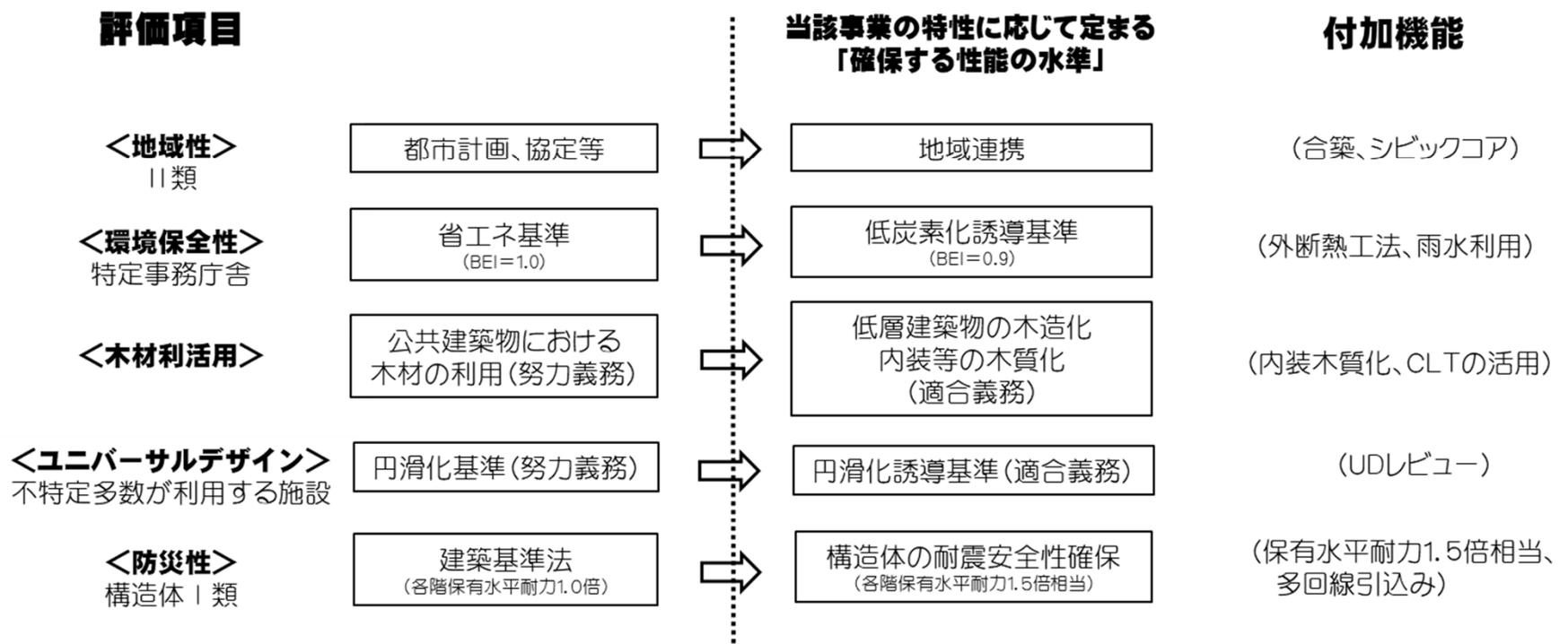
一般の建築物の性能水準に比して、施策に基づき付加される機能を評価

当該事業の特性に応じて定まる「確保する性能の水準」を確認。
 主な計画内容(※)から効果の発揮が期待できることを確認。

(※)事後評価の場合は、主な取組内容とする。



事業の特性の例
 ■一般的な市街地に計画 ■2,500㎡の事務所 ■不特定多数の利用者
 ■災害応急対策を行う拠点となる室がある。



一般の建築物の性能水準
 (事業の特性に応じて建築基準法、その他法令により定まる。)

官庁施設の性能水準
 (事業の特性に応じて基本的性能基準等により定まる。)

当該事業の「主な計画内容(※)」

(※)事後評価の場合は、主な取組内容とする。

＜改定前＞施策に基づく付加機能(B2)の発揮見込み

○事業計画の効果(B2: 施策に基づく付加機能)

《作成例》

分類	評価項目	評価	評価の根拠
社会性	地域性	A	特に充実した取組が計画されている。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体との連携(「国有財産の最適利用協議会」開催) ・ 地域防災へ貢献する取組 (災害時の一時避難場所としての機能を確保)
環境保全性	環境保全性	A	官庁施設の環境保全性基準※に基づいた取組がなされているほか、充実した取組が計画されている。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務室等への照明制御の導入による省エネ化 ・ 太陽光発電による自然エネルギーの有効活用 ・ 雨水利用設備による水資源の有効活用 ・ 高性能ガラスの採用
	木材利用促進	A	特に充実した取組が計画されている。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 内装の木質化 ・ 車庫・自転車置場の木造化
機能性	ユニバーサルデザイン	A	特に充実した取組が計画されている。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物移動等円滑化誘導基準を満たしたうえで、特にユニバーサルデザインに配慮する計画である
	防災性	C	官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に基づいた取組がなされているほか、防災に関する一般的な取組が行われている。

※「官庁施設の環境保全性基準」(平成29年3月22日付け国営環第14号)のうち2.3(2)による。

＜改定後＞施策に基づく付加機能(B2)の発揮見込み

○事業計画の効果（B2：施策に基づく付加機能）

《作成例》

施策に基づく機能が付加され、事業の効果の発揮が期待できる計画となっている。

分類	評価項目	確保する性能の水準	主な計画内容及び期待できる効果
社会性	地域性	官庁施設の基本的性能基準に基づき、地域の特性とともに、地域の活性化等地域社会への貢献について配慮されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地域の防災へ貢献するため、災害時の一時避難場所としての機能を確保する計画である。 ⇒地域社会に配慮した計画であり、地域性の効果が期待できる。
環境 健全性	環境保全性	官庁施設の環境保全性基準に基づき、特定事務庁舎を新築する場合は、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進のために誘導すべき基準を満たしている。	<ul style="list-style-type: none"> ■BEE値(※2) ≥ 1.5 ・水資源の有効利用を図るため、雨水利用設備を設置する計画である。 ■BEI(※1) ≤ 0.9 ・開口部を通した熱負荷の低減を図るため、高性能ガラスを採用する計画である。 ⇒環境負荷の低減等に配慮した計画であり、環境保全性の効果が期待できる。
	木材利用促進	公共建築物における木材の利用の促進のための計画に基づき、木造化、内装等の木質化が図られている。	<ul style="list-style-type: none"> ■国民の目に触れる機会が多いと考えられる部分の内装等の木質化を図る計画である。 ■耐火建築物等とすることが求められていない低層の建築物において、木造化を図る計画である。 ⇒木材利用に配慮した計画であり、木材利用促進の効果が期待できる。
機能性	ユニバーサルデザイン	官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準に基づき、不特定かつ多数の人が利用する施設については、建築物移動等円滑化誘導基準を満たしている。	<ul style="list-style-type: none"> ■建築物移動等円滑化誘導基準に適合する計画である。 ⇒施設の円滑な利用に配慮した計画であり、ユニバーサルデザインの効果が期待できる。
安全性	防災性	官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に基づき、大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて災害応急対策活動等のための機能確保が図られている。	<ul style="list-style-type: none"> ■構造体の耐震安全性の目標をⅡ類（地震力に対する各階の必要保有水平耐力を1.25倍相当）とする計画である。 ⇒地震等に対する安全性に配慮した計画であり、防災性の効果が期待できる。

※1：建築物省エネ法の一次エネルギー消費量に関する指標で、設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）で除いたものをいう。

※2：建築環境総合性能評価システム（CASBEE）による建築物の環境効率をいう。